

令和5(2023)年度アウトドアツーリズム推進事業企画提案仕様書

1 委託業務名

令和5(2023)年度アウトドアツーリズム推進事業

2 委託期間

契約の日から令和6(2024)年3月22日(金)まで

3 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の訪日観光客については、3密の環境を避け、観光の分散化、ローカル化が進むと想定される。

本県は、豊富な自然、歴史、文化資源のもと、屋外でのアクティビティやサイクリングを東京圏から手軽に来訪し楽しむことができる強みを持っている。このような本県の強みを活かし、「密にならない観光地」としてブランディングすることが重要である。

そこで、本事業では、本県への来県・宿泊者数が多い台湾、香港のアウトドアアクティビティを好む層をターゲットとし、本県の観光資源のストーリー性やテーマ性を感じられるアウトドアアクティビティを含む旅行商品の造成及び情報発信により、本県の宿泊者数の増加及び認知向上を図ることを目的とする。

4 業務内容

対象市場とする台湾、香港において、アウトドアアクティビティ体験を含んだ旅行商品の販売実績がある旅行会社や、アウトドアアクティビティを好む層に訴求力のあるメディアを招請し、旅行商品の造成販売及びメディア掲載による情報発信のフォローアップを実施すること。

また、招請したメディアから本県の多言語情報サイトの特集ページへ掲載する情報の提供を受け、ページを作成し広告配信を行うこと。

(1) 招請

①旅行会社招請

ア 招請旅行会社の選定・調整

- 対象市場においてアウトドアアクティビティ体験を含んだ訪日旅行商品の販売実績がある旅行会社を、夏季、冬季にそれぞれ2社2名ずつ(計4社4名)を招請すること。
- 招請する旅行会社について、選定理由(アウトドアアクティビティ体験を含んだ訪日ツアー催行・販売実績等)を企画提案書に具体的に記載すること。
- 被招請者は、ツアーの企画・造成責任者とする。なお、日本国内支店等に造成責任者がいる場合は、国内からの招請も可とする。

イ 招請時期

- 招請時期については、概ね下記の時期とし、委託者と協議の上で決定すること。
 - ・夏季: 令和5(2023)年9月
 - ・冬季: 令和6(2024)年1月～2月

②メディア招請

ア 招請メディアの選定・調整

- 対象市場においてアウトドアアクティビティ体験を含んだ観光情報の掲載実績があるメディア1社2名を招請すること。

- 招請するメディアの形態は問わないが、選定理由（媒体の発行数、掲載期間、閲覧者数、発信対象等）を企画提案書に具体的に記載すること。
- 上記のうち1名は記者、1名はカメラマンとすること。なお、選定するメディアへの掲載実績がある記者やカメラマンであれば国内からの招請も可とする。

イ 招請時期

- 招請時期については、概ね下記の時期とし、委託者と協議の上で決定すること。
 - ・夏季：令和5（2023）年9月

ウ 発信内容

- 招請する媒体で発信する記事は、アウトドアアクティビティを好む層に訴求力のある体験コンテンツや宿泊施設等を魅力的に紹介する内容とすること。
- 繁体字で発信すること。記事を日本語から翻訳する場合は、繁体字を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者2名以上による確認をすること。

③招請コースの企画・調整・手配・運営

- 提案する招請コースは、アウトドアアクティビティの体験に加え、本県の自然や歴史、文化、食文化等を学びながら、多様な価値観に触れることができるテーマ性やストーリー性のあるものとし、企画提案書に各視察施設・スポット等について選定理由を具体的に記載すること。
- 立ち寄る視察施設・スポット等において可能な限り本県の自然や歴史、文化等を専門的な知見で説明が可能なガイド等の手配をすること。
- 夏季の旅行会社招請、メディア招請は同時に実施してもよいが、旅行商品造成に係る情報の収集や、取材、撮影等が滞りなく行うことができるよう時間配分等に留意すること。
- 招請コースは、事業開始後に各招請者に立ち寄りたい視察施設・スポット等の要望のヒアリングを行い、委託者と協議の上、決定すること。
- 県内の行程は3泊4日とすること。
- 国内の基本行程は次のとおりとする。

月 日	地 域	行 動 内 容
1 日 目	東京都 栃木県	AM 東京 昼 栃木着 PM 視察
2 日 目	栃木県	終日 視察
3 日 目	栃木県	終日 視察
4 日 目	栃木県 東京都	AM 視察 PM 栃木発 東京着

④被招請者に対する交通の手配、調整等

- 現地～日本間の往復航空券をそれぞれ人数分手配すること。
- 本県までの国内移動に係る交通の手配を行うこと。
- 本県内の移動については、専用車を手配すること。

⑤全行程の宿泊・食事の手配、調整

- 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。
- 宿泊・食事の手配を要する者・・・招請旅行会社：夏季2社2名、冬季各2社2名
招請メディア：夏季1社2名

合計6名

- 施設体験料・入場料等の手配を要する者・・・招請旅行会社：夏季2社2名、冬季各2社2名
招請メディア：夏季1社2名
委託者からの同行者：夏季2名、冬季2名
合計：10名

⑥添乗員及び通訳の手配

- 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。
- 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- 被招請者と委託者からの同行者、視察先説明者との円滑な意思疎通を支援するため、通訳を1名手配すること。
- 添乗員及び通訳の交通費、宿泊費（朝食・夕食込み）、施設体験料、昼食費及び軽食費は委託料に含むものとする。

⑦アンケートの作成・配布・実施・回収（督促を含む）・集計・分析及び翻訳

- 作成するアンケートについては、委託者と協議し、事前に内容の確認を受けることとし、今後の本県アウトドアツーリズムに向けた検討材料となるものとする。
- 招請事業実施後速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行うこと。
- 結果については、日本語へ翻訳の上、効果測定書に記載すること。
- 想定するアンケート項目を企画提案書に記載すること。

⑧旅行商品造成フォロー及びメディア掲載フォロー

- 招請事業実施後に、招請旅行会社に対して、旅行商品の造成・送客状況等に関する事後調査を行い、その結果を報告書に記載すること。
- 招請した旅行会社が造成した旅行商品が掲載されたウェブサイト等の情報を県へ提供すること。
- 招請メディアから情報の照会や写真等の素材提供を求められた際には、可能な限り県内各事業者から収集し、招請メディアへ提供すること。また、写真等の素材は、委託者から提供を受けることも出来る。
- 記事等の構成について、原則として受託者の責任で行うこと。

(2) 本県多言語観光情報サイトへの素材提供及びサイト内特集ページをLPとした広告配信

【参考】本県多言語観光情報サイト（以下、本県サイトという。）：<https://www.visit-tochigi.com/>

※ 本業務は、別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意して実施すること。

①本県サイトへの素材提供及びサイト内特集ページの作成

ア 素材の提供

- 招請メディアから以下素材の提供を受けること
 - ・招請コースの各視察施設・スポット等を撮影した写真20枚程度
 - ・招請コースの各視察施設・スポット等の記事文面繁体字で2,000文字程度
- 提供を受ける素材は、招請メディアへ掲載するものと同じ写真、記事としてもよい。

イ 本県サイト内特集ページの作成

- 上記で提供を受けた素材を、本県サイトを運営する公益社団法人栃木県観光物産協会に依頼をし、本県サイト内特集ページに掲載すること。

○本県サイトへの掲載費用は14万円（税込）とする。

②本県サイト内特集ページをLPとした広告配信

○各対象市場へ向け上記で作成した本県サイト内特集ページをランディングページとした広告配信を行うこと。

ア 広告費用

○広告配信の費用は70万円程度とする。

イ 目標数値

○目標数値は、下記を満たすこと。

- ・合計インプレッション数 本県サイト内特集ページへの誘導バナー等：3,000,000回
- ・合計クリック数 本県サイト内特集ページ：30,000回

ウ 配信期間

○配信期間については、概ね下記の時期とし、委託者と協議の上で決定すること。

- ・令和6（2024）1月～2月中旬

エ 広告配信及び配信設定

○ターゲット層を踏まえた配信設定を行うこと。

○広告プラットフォームは、対象市場及びターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安とともに、委託者と協議の上で決定すること。

○選択したプラットフォームに広告を最適化するためのバナーの作成、動画・画像・コピーライティング編集についても実施すること。

○本県のブランドを毀損する恐れのある不適切なサイトに広告が配信されることのないよう対策を行うこと。

○広告からのウェブサイト流入の計測や見込み客の分析のため、広告のリンク先URLにパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積し、広告とウェブサイトのGoogle Analyticsとの連携設定等を適切に行うこと。

○ウェブサイトの閲覧回数、広告の表示回数、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）等を各プラットフォームからのサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ委託者の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を委託者と協議の上で実施すること。

5 留意事項

- (1) 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 委託者との連絡調整等を密に行うこと。
- (4) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、対応するものとする。
- (5) 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材及びウェブ等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。

- (6) 本仕様書により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって委託者に全て移転すること。
- (7) 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (10) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (11) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (12) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講ずること。

6 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要
 - (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）
 - (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
 - (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
 - (5) 見積額（概算及び内訳）
- ※ 記載順序は任意とする。

7 成果物の作成

(1) 効果測定の実施

評価指標は次のとおりとする。

- 被招請者
 - ・対象市場においてアウトドアアクティビティ体験を含んだ旅行商品の販売実績がある旅行会社:夏季、冬季各 2 社 2 名、計 4 名
 - ・対象市場においてアウトドアアクティビティ体験を含んだ観光情報の掲載実績があるメディア:夏季 1 社 2 名
- 旅行商品造成
 - ・夏季 2 件以上
 - ・冬季 2 件以上
- 記事作成・メディア掲載
 - ・ 1 件以上
- 広告配信目標数値
 - ・本県サイト内特集ページへの誘導バナー等インプレッション数 3,000,000 回以上
 - ・本県サイト内特集ページクリック数: 30,000 回以上

(2) 提出物

- 事業実施報告書 各市場 A4 カラー冊子 1 部及び DVD-ROM 1 枚または USB メモリ 1 個
 - 事業効果測定書 各市場 A4 カラー冊子 1 部及び DVD-ROM 1 枚または USB メモリ 1 個
 - 実施した広告配信のローデータを収めた DVD-ROM 1 枚または USB メモリ 1 個
 - メディアへ掲載した記事データ及び県への提供データ（写真、記事）
- ※ 全て同じ DVD-ROM 1 枚または USB メモリに格納してもよい
- 紙媒体で発信した場合は媒体 2 部

(3) 提出期限等

○提出期限 令和6（2024）年3月22日（金）

○提出場所 栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県観光交流課内）

※ 提出物は、画像等を用いた視覚的な記録を含めるなど、分かりやすい内容とすること。

※ 事業効果測定書には、広告配信のインプレッション数、クリック数、各ページの閲覧数、閲覧者の地域内訳、広告経由のコンバージョン数等、抽出可能なデータを含むこと。

8 特記事項

(1) 当委託業務に関する打ち合わせは、栃木県観光交流課内で5回を上限に、委託者が必要と認めるとき行うものとする。